

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月28日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

田上富久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則（平成20年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号までを次のように改める。

様

長崎県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料額決定通知書

※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号						
決定年月日	年 月 日	決定理由						
年度分の保険料額								円

保険料算定の基礎

① 賦課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×②(12か月分)	④ 均等割額 (12か月分)	⑤ 算出額 ③+④	⑥ 限度超過額
⑦ 所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧ 均等割軽減額 (12か月分)	⑨ 年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩ 月割減額 ⑨+⑬-⑭-⑮

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪ 均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫ 均等割軽減額 (12か月分)	⑬ 年保険料額 ⑪-⑫	月数	⑭ 月割減額

不服申立て及び取消訴訟

この処分が不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様

長崎県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

※ 年度分の後期高齢者医療保険料額を以下のとおり変更しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号					
決定年月日	年 月 日	決定理由					
年度分の保険料額							円

保険料算定の基礎

	① 賦課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×②(12か月分)	④ 均等割額 (12か月分)	⑤ 算出額 ③+④	⑥ 限度超過額
変更前						
変更後						
	⑦ 所得割軽減額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑧ 均等割軽減額 (12か月分)	⑨ 年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩ 月割減額 ⑨+⑬-⑩-⑭
変更前						
変更後						

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

	⑪ 均等割額 (12か月分)	均等割軽減割合	⑫ 均等割軽減額 (12か月分)	⑬ 年保険料額 ⑩-⑫	月数	⑭ 月割減額
変更前						
変更後						

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様

長崎県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療仮徴収額決定通知書

※ 年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
決定年月日	年 月 日	決定理由	
仮徴収額			円

保険料算定の基礎

① 賦課のもととなる所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×②	④ 均等割額	⑤ 算出額 ③+④
⑥ 軽減額	⑦ 限度超過額	⑧ 年保険料額 ⑤-⑥-⑦	保険料額	仮徴収額
			×	—

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様

長崎県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療仮徴収額変更決定通知書

※ 年度分の後期高齢者医療保険料仮徴収額を次のとおり変更しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号						
決定年月日	年 月 日	決定理由						
仮徴収額		変更前						円
		変更後						円

保険料算定の基礎

	① 賦課のもととなる 所得金額	② 所得割率	③ 所得割額 ①×②	④ 均等割額	⑤ 算出額 ③+④
変更前					
変更後					
	⑥ 軽減額	⑦ 限度超過額	⑧ 年保険料額 ⑤-⑥-⑦	保険料額	仮徴収額
変更前				×——	
変更後				×——	

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、長崎県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県後期高齢者医療広域連合を被告として（訴訟において長崎県後期高齢者医療広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

様式第16号を次のように改める。

後期高齢者医療簡易申告書

この申告書は 年 月 日提出
 年度後期高齢者医療保険料算定および負担区分判定の基礎となります。

年1月1日から 年12月31日までの1年間の収入

氏名	印 (生年月日) 年 月 日	職業	
		電話	
現住所	(世帯主の氏名及び続柄)		

① 所得金額等

所得の種類	㉑ 収入金額	㉒ 必要経費 (専従者給与額・控除額を含む)	㉓ 所得金額 (㉑-㉒)	備考
営業	円	円	円	
不動産	円	円	円	
農業	円	円	円	
専従者控除		円		※営業, 不動産, 農業の必要経費の内数
給与	円			
専従者給与	円			※給与収入額の内数
年金	円			※遺族年金・障害年金等非課税年金を除く
譲渡	円	円	円	※下記㉔欄に必要事項を記入してください
その他	円	円	円	
	円	円	円	

② 譲渡所得に関する事項

資産の種類 (〇印を付してください)	左の資産を取得した年月日	譲渡した年月日	特別控除の特例等
1 土地建物等 2 その他の資産			交換買換・収用・居住用財産 その他 ()

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の様式第2号及び様式第3号については、平成31年度以降の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。